

参加者による中間時検証及び改良等

作成年月日：2026年7月21日
作 成 者：榊原 誠司

＜基本情報＞

協定の情報	協定の名称	愛知県三河湾における底魚資源に関する大濱漁協小型機船底びき網（貝けた網、えびけた網及びまめ板網）漁業の資源管理協定		
	対象の水域	愛知県三河湾海域		
	対象の水産資源	とりがい愛知県周辺海域（愛知県資源管理方針別記17）、がざみ愛知県周辺海域（愛知県資源管理方針別記15）、 くるまえび愛知県周辺海域（愛知県資源管理方針別記10）、まあなご伊勢・三河湾（愛知県資源管理方針別記12）、 とらふぐ伊勢・三河湾系群（愛知県資源管理方針別記8）		
	対象の漁業	小型機船底びき網（貝けた網、えびけた網及びまめ板網（三河湾））漁業		
	協定の有効期間	令和6年3月1日から令和11年2月28日まで		
検証の日程等	中間時検証（有効期間の2分の1）		終了時の検証	備考
	令和8年度		令和10年度(予定)	

＜取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）＞

対象の水産資源名		とりがい愛知県周辺海域（愛知県資源管理方針別記17）						
対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)			県の漁獲状況調査では、2024年の総漁獲量61トンのうち、ほぼ100%が小型底びき網漁業により漁獲され、本協定参加者（6人）による漁獲量は1,670kgであり、総漁獲量に対する協定参加者による漁獲量の割合は、約3%と推定される。					
資源管理の目標及び取組内容等	資源管理の目標		県が行う漁獲状況調査において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させること。					
	協定の取組内容及びその目的		毎週（火曜日又は水曜日）を含む毎月8日以上（1月及び2月は12日以上）の休漁を実施することで、資源に対する漁獲圧を低下させる。					
	その他の管理措置		殻長4cm以下の採捕禁止（愛知県漁業調整規則第37条） 貝けた網漁業の操業期間12/1～6/30（漁業許可） 加盟する貝桁協会では、漁期前に資源量調査を実施し、水産試験場の助言を得ながら解禁日及び操業時間を設定している。 また、漁期中の漁獲状況を踏まえ、操業時間の調整、漁場の制限、終漁日の決定等を行うなど、順応的資源管理を行っている。					
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外			令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中	—	—	
	参加隻数	隻	6隻	6隻	6隻	—	—	
	取組内容	休漁 日数	毎月8日以上 (1, 2月は12 日以上)	毎月8日以上 (1, 2月は12 日以上)	毎月8日以上 (1, 2月は12 日以上)	—	—	
資源状況			県の漁獲状況調査から、2010～2024年の15年間の漁獲量の上位5位までを高位、6～10位を中位、11位から15位を低位として資源水準を判断すると、2024年は第13位となり低位と判断された。漁獲量が最低である2020年以降、漁獲量は増加傾向にあり、CPUEも増加傾向にあるため資源は増加傾向にあると判断された。					
取組の評価			取組の効果があり継続する ・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)					
評価内容			全隻、毎週2日以上休漁に加えて土日休漁を徹底することで、漁獲が過剰になることを防ぐことができている。 休漁の取組は2011年以降継続して実施しており、2020年以降も、漁獲努力量を制限した結果、漁獲量やCPUEの推移から、資源は増加傾向にあり、2023年は中位水準まで回復して目標を達成したと判断される。2024年加入量が減少し低位となったが、取組内容は資源の回復に有効に働いていると考えられるため、現在の取組を維持する。					
取組の改良点等			特になし					

対象の水産資源名	がざみ愛知県周辺海域（愛知県資源管理方針別記15）							
対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)			県の漁獲状況調査では、2024年の総漁獲量315トンのうち、小型底びき網が45%、刺網が13%、その他（カゴ）が42%を占め、本協定参加者（4人）による漁獲量は3,633kgであり、総漁獲量に対する協定参加者による漁獲量の割合は、約1%と推定される。					
資源管理の目標及び取組内容等	資源管理の目標		県が行う漁獲状況調査において判断される資源水準について、高位の水準を維持する。					
	協定の取組内容及びその目的		毎週（火曜日又は水曜日）を含む毎月8日以上（1月及び2月は12日以上）の休漁を実施することで、資源に対する漁獲圧を低下させる。					
	その他の管理措置		種苗放流の実施。えびけた網漁業の操業期間3/1～12/31（漁業許可）。					
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外			令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中	—	—	・小型機船底びき網漁業で同資源を利用する船は180隻あり、164隻がいずれかの資源管理協定に参加し、休漁の取組を行っている。2024年の休漁に取り組む164隻の漁獲量は、136.7トンで総漁獲量の43.3%を占める。
	参加隻数	隻	4隻	4隻	4隻	—	—	
	取組内容	休漁日数	毎月8日以上 （1, 2月は12日以上）	毎月8日以上 （1, 2月は12日以上）	毎月8日以上 （1, 2月は12日以上）	—	—	
資源状況	県の漁獲状況調査から、2009～2023年の15年間のうち、最大漁獲量を3等分（高位、中位、低位）して資源水準を判断すると、2024年の資源水準は中位と判断された。							
取組の評価	取組の効果があり継続する ・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
	評価内容	休漁日数は遵守しており、出漁日数も横ばいで、漁獲努力量は増加していない。2024年の漁獲量の減少は、一時的な加入状況の悪化※が一因として考えられ、資源水準は中位となったが、2019～2023年は同様の取組により高位を維持していたことから、「取組の効果があり継続する」と評価した。 ※カニ簞漁業での操業では、夏季に小型の個体が見られるが、秋季に消失してしまうことから、同時期に発生する貧酸素水塊が小型個体の生残に影響を与えている可能性がある。						
		取組の改良点等	特になし					

対象の水産資源名		くろまえばい愛知県周辺海域（愛知県資源管理方針別記10）						
対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和5年)			令和6年度の資源評価結果※より、2023年漁期の総漁獲量76トンのうち、本協定参加者（4人）による漁獲量は、県の漁獲状況調査から2,325kgであり、総漁獲量に占める割合は、約3%と推定される。 ※令和7年度は国の資源評価調査報告書の作成が行われなかったため、6年度の評価結果を用いた。					
資源管理の目標及び取組内容等	資源管理の目標		国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。					
	協定の取組内容及びその目的		毎週（火曜日又は水曜日）を含む毎月8日以上（1月及び2月は12日以上）の休漁を実施することで、資源に対する漁獲圧を低下させる。					
	その他の管理措置		種苗放流の実施。全長8cm以下の採捕禁止（愛知県漁業調整規則第37条） えびけた網漁業の操業期間3/1～12/31（漁業許可）					
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中	—	—	・小型機船底びき網漁業で同資源を利用する船は185隻あり、163隻がいずれかの資源管理協定に参加し、休漁の取組を行っている。 ・刺し網漁業で同資源を利用する船は42隻あり、2隻が本資源管理協定に参加し、休漁の取組を行っている。 ・2023年に休漁に取り組み165隻の漁獲量は、66トンで総漁獲量の87.2%を占める。
	参加隻数	隻	4隻	4隻	4隻	—	—	
	取組内容	休漁日数	毎月8日以上 （1,2月は12日以上）	毎月8日以上 （1,2月は12日以上）	毎月8日以上 （1,2月は12日以上）	—	—	
資源状況		令和6年度の資源評価結果では、1995～2023年のCPUEの最高値と最低値の間を3等分（高位、中位、低位）し、2023年のCPUE（14.35kg/隻日）から高位、資源動向は直近5年間（2019～2023年）の変動傾向から増加と評価されている。						
取組の評価		取組の効果が継続する ・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
評価内容		全隻、毎月8日以上、休漁（1月及び2月は12日以上）を遵守するとともに、小型魚を保護することで漁獲が過剰になることを防ぐことができ、資源水準は高位と目標を達成しているため、現在の取組を維持する。						
取組の改良点等		特になし						

対象の水産資源名		まなご伊勢・三河湾（愛知県資源管理方針別記12）						
対象水産資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)			令和7年度の資源評価結果より、2024年漁期の総漁獲量は36トンで、本協定参加者（2人）の漁獲量は0.4トン※であり、総漁獲量に対する協定参加者による漁獲量の割合は、約1%と推定される。※県の漁獲状況調査（令和6年）より					
資源管理の目標 及び取組内容等	資源管理の目標		国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させることを目指す。					
	協定の取組内容及びその目的		毎週（火曜日又は水曜日）を含む毎月8日以上（1月及び2月は12日以上）の休漁を実施することで、資源に対する漁獲圧を低下させる。 小型魚保護のため、全長25cm以下の水揚げを行わない（10/1～11/30）。					
	その他の管理措置		対象の資源状況に応じて、漁獲対象を他魚種に切り替える。 まめ板網漁業（三河湾）の操業期間3/1～12/31（漁業許可）					
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中	—	—	・毎週2日以上の休漁および25cm以下の小型魚の再放流（10/1～11/30）について、2隻全隻が履行した。 ・内湾まめ板網漁業者全体（90人）のうち76人が同内容で資源管理に取り組んでおり、これは総漁獲量の38.7%に相当する。
	参加隻数		2隻	2隻	2隻	—	—	
	取組内容①	休漁日数	毎月8日以上 （1, 2月は 12日以上）	毎月8日以上 （1, 2月は 12日以上）	毎月8日以上 （1, 2月は 12日以上）	—	—	
	取組内容②	25cm以下 再放流	実施	実施	実施	—	—	
資源状況		令和7年度の資源評価結果では、1989～2024年の標準化CPUEの最大値と最小値の間を三分割して定めた基準から2024年の資源水準は低位、直近5年間（2020～2024年）の標準化CPUEの推移から資源動向は減少と判断された。						
取組の評価		取組の効果が継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
評価内容		休漁日数および体長制限は遵守されている。また、マナゴは資源量が少ないため、資源保護の観点から、マダイ等の他の魚種を対象として操業した。その際、マナゴの混獲を避けるため、目あいの大きい網を使用したことで、マナゴの漁獲はごくわずかであり、取組の効果を判定できない。このように、マナゴに対する漁獲圧は、非常に低い状態を保っているが、資源が回復しないため、資源低迷は当該漁業の漁獲以外の要因が推察される。						
取組の改良点等		現在の取組を継続しつつ、水産試験場等と連携しながら、さらに有効な資源管理の取組を検討する。						

対象の水産資源名		とらふぐ伊勢・三河湾系群（愛知県資源管理方針別記8）						
対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年)			令和7年度の資源評価結果より、2024年漁期の総漁獲量144トンのうち、小型底びき網漁業（伊勢・三河湾）は13トン（9%）であった。当年漁期の実動隻数※は90隻で、本協定参加者（2人）の漁獲量は、総漁獲量の0.2%と推定される。※県の漁獲状況調査（令和6年）より					
資源管理の目標及び取組内容等	資源管理の目標		親魚量を、令和10年までに、国の資源評価で示された目標管理基準値案（84トン）に回復させること。					
	協定の取組内容及びその目的		毎週（火曜日又は水曜日）を含む毎月8日以上（1月及び2月は12日以上）の休漁を実施することで、資源に対する漁獲圧を低下させる。 小型魚保護のため、全長25cm以下の水揚げを行わない（9/1～9/30）。					
	その他の管理措置		伊勢湾及び三河湾に種苗放流を実施。まめ板網漁業（三河湾）の操業期間3/1～12/31（漁業許可）					
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外			令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	備考
	履行状況	-	○	○	取組中	—	—	・毎週2日以上 of 休漁および25cm以下の小型魚の再放流（9/1～9/30）について、2隻全隻が履行した。 ・内湾まめ板網漁業者全体（90人）のうち76人が同内容で資源管理に取り組んでおり、これは総漁獲量の7.6%に相当する。
	参加隻数		2隻	2隻	2隻	—	—	
	取組内容①	休漁日数	毎月8日以上 （1, 2月は12日以上）	毎月8日以上 （1, 2月は12日以上）	毎月8日以上 （1, 2月は12日以上）	—	—	
	取組内容②	25cm以下再放流	実施	実施	実施	—	—	
資源状況		令和7年度の資源評価結果では、2024年の親魚量（95トン）は、目標管理基準値案（84トン）を上回り、漁獲圧も基準値を下回っていることから、神戸チャート上でグリーンゾーンに位置し、資源状態は良好と評価された。						
取組の評価		取組の効果があり継続する ・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)						
評価内容		全隻、毎週2日以上 of 休漁を徹底することで、漁獲が過剰になることを防ぐことができている。 また、小型魚の再放流に取り組んだことで、親魚量の増大に寄与し、基準値を上回る親魚量となっている。 現状の漁獲状況であれば資源状態は良好と評価されているため、現在の取組を維持する。						
取組の改良点等		特になし						

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

判定	取組の効果があり継続する ・効果はあったが改良が必要である・効果は認められず改良が必要である・想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
	検証内容	休漁の取組によって、クルマエビおよびトラフグ資源は目標を達成している。トリガイは、2024年は加入状況の悪化により低位水準となったが、2020年以降資源は回復傾向にあり、2023年には中位水準まで回復し目標を達成していた。ガザミは、2024年は加入状況の悪化により中位水準となったが、2019～2023年は高位水準に維持できていた。マアナゴは、漁獲実態がほとんどなく、漁獲圧が低いにも関わらず資源が回復しないため、漁獲圧以外の資源減少要因が考えられる。マアナゴの餌となる内湾の小型甲殻類等の餌料生物の減少が近年問題視されており、それが一因として考えられる。以上のことから、現在の取組はいずれの資源に対しても有効に働いていると考えられるため、現在の取組を継続する。						

※以下、該当する場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日： 年 月 日

対応	—
----	---

資源管理協議会等による中間時検証

＜資源管理協議会等による検証＞

検証年月日：2026年8月28日

判定	取組の効果が継続する
検証内容	とりが愛知県周辺海域については、取組により資源は回復傾向にあり、2023年には資源管理の目標を達成しているため、取組の効果が認められる。取組内容については、計画を上回る休漁に取り組んでおり、漁獲圧を低減している。資源管理の目標は、愛知県資源管理方針に基づいており、いずれも継続が妥当と認められる。このため、「取組の効果が継続する」と判定する。 がざみ愛知県周辺海域については、取組により2019年から2023年まで資源は高位水準を維持しており、目標を達成しているため、取組の効果が認められる。取組内容については、計画を上回る休漁に取り組んでおり、休漁以外の取組も実施することでより漁獲圧を低減している。資源管理の目標は、愛知県資源管理方針に基づいており、いずれも継続が妥当と認められる。このため、「取組の効果が継続する」と判定する。 くまえび愛知県周辺海域については、資源管理の目標を達成しているため、取組の効果が認められる。取組内容については、計画を上回る休漁に取り組んでおり、漁獲圧を低減している。資源管理の目標は、愛知県資源管理方針に基づいており、いずれも継続が妥当と認められる。このため、「取組の効果が継続する」と判定する。 まあなご伊勢・三河湾については、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定された。 とらぶぐ伊勢・三河湾系群については、資源管理の目標を達成しているため、取組の効果が認められる。加えて、取組内容については、取組実績との間に著しい乖離があるとは言えず、資源管理の目標については、愛知県資源管理方針に基づいており、いずれも継続が妥当と認められる。このため、「取組の効果が継続する」と判定する。 以上から、協定全体として「取組の効果が継続する」と判定する。 ＜想定外の外部要因により効果は判定できないと判定された資源とその具体的な外部要因＞ まあなご伊勢・三河湾については、休漁により、延べ出漁隻数が過去最低であることに加え、網目を拡大し、漁獲対象を大型魚へ切り替えることで、マアナゴに対する漁獲圧を非常に低い状態で維持しているが、資源が回復しないことから、漁獲圧以外の資源減少要因が考えられた。一因として、近年問題視されているマアナゴの餌となる内湾の小型甲殻類等の餌料生物の減少が考えられた。以上のことから、取組の効果が判定できないと認められ、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する。